



平成25年10月4日

各 位

会社名 株式会社ファーマーズ  
代表者名 代表取締役社長 金 武祐  
コード番号 2929 (東証マザーズ)  
問合せ先 総務部部長 新谷 義信  
TEL 075-394-8600

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年10月4日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年10月25日開催予定の第16期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第7条（単元未満株式についての権利）を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

なお、現行定款第5条（発行可能株式総数）、第6条（単元株式数）につきましては、会社法第184条及び第191条の規定に基づき、平成25年7月4日開催の取締役会において、平成25年8月1日を効力発生日として、発行可能株式総数を172,000株から34,400,000株に変更し、単元株制度を採用して1単元を100株とする旨の定款変更決議をしております。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 34,400,000株とする。	(現行どおり)
(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、100株と する。	(現行どおり)
(新設)	( <u>単元未満株式についての権利</u> ) 第7条 当社の株主は、その有する単元未満 株式について、次に掲げる権利以外の 権利を行使することができない。 ① <u>会社法第189条第2項各号に掲げ る権利</u> ② <u>会社法第166条第1項の規定によ る請求をする権利</u> ③ <u>株主の有する株式数に応じて募集 株式の割当て及び募集新株予約権 の割当てを受ける権利</u>
第7条～第46条 (条文省略)	第8条～第47条 (現行どおり)

#### 3. 変更予定日

定款変更のための株主総会開催日

平成25年10月25日 (金)

定款変更の効力発生日

平成25年10月25日 (金)

以上